

奈良県
高齢者福祉計画
第9期介護保険事業支援計画
認知症施策推進計画

奈良県
令和6年3月



はじめに

本県においては、全国平均より早いスピードで高齢化が進行し、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年には、高齢化率は33.5%(全国平均29.6%)、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年には、40.6%(全国平均34.8%)まで上昇することが予想されています。

さらに、県内でも地域によって高齢化の進みが大きく異なるため、これまで以上に地域の実情に応じたサービスの充実及び医療と介護の連携、また、それを支える介護人材の確保・介護現場の生産向上などに取り組むことは、喫緊の課題となっています。また、高齢化の進展に伴い、令和7(2025)年には全国で65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症となると見込まれており、令和6(2024)年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

こうした状況の下、本年度、関連する諸計画との整合性を図りつつ、検討を重ね、「奈良県 高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画」を策定しました。この計画は、認知症の人が地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指した認知症施策推進計画としても位置づけています。

本計画では、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とし、第8期計画に引き続き、基本理念を「高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指す」として、医療や介護などの生活に欠かせないサービスが包括的に確保される「地域包括ケアシステムの深化・推進」と、制度が将来にわたり安定的に運営されるよう「介護保険制度の持続可能性の確保」を基本の柱として展開していきます。

今後、この計画を本県の高齢者福祉施策の方向性を示す基本的な指針とし、市町村や関係団体と連携しながら、着実に施策を推進していきます。

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 計画策定に関する基本的事項 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 計画の実施期間 | 2 |
| 4 他計画との関係 | 3 |
| 5 圏域の設定 | 4 |
| 第2章 基本理念、施策展開の方向性、施策体系等 | 5 |
| 1 基本理念 | 6 |
| 2 施策展開の方向性 | 7 |
| 3 施策体系 | 9 |
| 第3章 県内の高齢者と介護保険サービスの現状 | 11 |
| 1 高齢者の現状 | 12 |
| (1) 高齢者人口の推移及び将来推計 | 12 |
| (2) 高齢者世帯の状況 | 15 |
| (3) 要介護認定者数の推移及び推計 | 17 |
| (4) 認知症高齢者の推移及び推計 | 19 |
| (5) 高齢者的心身の状況 | 20 |
| 2 介護保険サービスの現状 | 24 |
| (1) 介護サービス利用者数及び介護給付費の推移 | 24 |
| (2) 介護資源の分布図 | 25 |
| (3) 地域支援事業の状況 | 28 |
| (4) 高齢者保健福祉に係るサービスを支える人材の養成・確保 | 32 |
| 3 介護給付の地域差分析 | 34 |
| (1) 保険料等 | 34 |
| (2) 年齢構成 | 36 |
| (3) 認定率 | 38 |
| (4) サービス利用（給付） | 41 |
| 第4章 施策の展開 | 47 |
| I 多様な介護サービス等の充実 | 48 |
| (1) 在宅サービスの充実 | 48 |
| (2) 多様な住まいの整備促進 | 49 |
| (3) 施設サービスの整備・推進 | 50 |
| II 在宅医療サービスの充実 | 51 |
| (4) 在宅医療等の連携体制の整備・充実 | 51 |
| (5) 在宅看取りの普及・啓発と促進 | 53 |
| (6) 多様な専門職による医療・介護の連携体制の構築 | 54 |
| 【取組事例】災害時における在宅療養者の支援体制構築の検討 | 55 |
| III 生活支援サービスの充実 | 56 |
| (7) 高齢者が自分らしく、安心して暮らせる環境の整備 | 56 |
| (8) 多様な生活支援サービスの充実 | 58 |
| 【取組事例】民間企業の強みを活用した訪問型サービスAの検討 | 59 |

| | |
|--|------------|
| IV 認知症施策の推進【奈良県認知症施策推進計画】 | 60 |
| (9) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進 | 60 |
| (10) 適時適切な医療・介護等の提供 | 65 |
| 【取組事例】若年性認知症の方への支援 | 68 |
| V 介護予防の充実 | 69 |
| (11) 高齢者の社会参加 | 69 |
| (12) 健康増進や介護予防の取組の強化 | 71 |
| (13) 自立支援・重度化防止の推進 | 73 |
| 【取組事例】限られた地域資源を活かした介護予防・地域リハビリテーション活動支援事業の取組 | 74 |
| VI 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進 | 75 |
| (14) 多様な介護人材の確保・育成・定着 | 75 |
| 【取組事例】ICT・ロボットの導入で職員を幸せに | 76 |
| (15) 生産性向上の取組の一層の推進 | 77 |
| VII 介護保険制度の適正な運営【奈良県給付適正化計画】 | 78 |
| (16) 介護認定の適正化 | 78 |
| (17) 介護給付の適正化 | 79 |
| 【取組事例】ケアプランデータ連携システムを使用した取り組みについて | 80 |
| VIII 計画の進行管理、評価の実施、公表 | 81 |
| IX 県民等への啓発・県民等の理解促進 | 85 |
| X 市町村への支援 | 86 |
| 第5章 老人福祉事業及び介護保険事業の見込み | 87 |
| 1 介護サービスの量の見込み | 88 |
| (1) 介護予防サービスの見込量 | 89 |
| (2) 居宅サービスの見込量 | 95 |
| (3) 地域密着型サービスの見込量 | 103 |
| (4) 施設・居住系サービスの見込量 | 109 |
| (5) 奈良県地域医療構想と奈良県保健医療計画との整合性確保に伴う医療からの追加的需要に対する対応（サービス見込量）（65歳未満は除く） | 111 |
| 2 介護保険施設等の整備 | 114 |
| (1) 介護保険施設の必要入所定員総数 | 114 |
| (2) 居住系サービスの必要利用定員総数 | 116 |
| (3) 特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 | 117 |
| 3 高齢者福祉施設の整備 | 118 |
| その他 計画の策定体制等 | 119 |
| (1) 計画策定委員会の設置 | 120 |
| (2) 県民意見の反映 | 120 |
| (3) パブリックコメントの実施 | 120 |
| (4) 庁内関係部局との連携 | 120 |
| ○奈良県附属機関に関する条例（抜粋） | 121 |
| ○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会規則 | 122 |
| ○奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会名簿 | 123 |
| ○高齢者の生活・介護等に関する県民調査の概要 | 124 |
| 資料編 | 125 |

